

○一般家庭用飲料水供給施設補助金交付要綱

(平成10年9月9日要綱第6号)

改正 平成17年2月28日要綱第9号 平成23年3月25日要綱第5号
平成23年7月1日要綱第14号 平成24年3月30日要綱第25号
平成24年11月1日要綱第50号 平成24年12月1日要綱第52号

(目的)

第1条 本村固有の互助組織「かて〜り」による給水施設の新設、改修及び修理等の運用に必要な資材の購入費及び施工費等に対し、その一部を補助することにより、安定的な飲料水供給と施設の管理軽減そして延命化を図り、生活基盤の向上を目指すことを目的とする。

(補助対象の要件)

第2条 補助対象要件は、次の各号に該当することとする。

- (1) 村内に住所または居所を有し、現に飲料水の確保と施設管理に困窮している者、または、施設が老朽化し修理、改修、改良等が必要と認められること。
- (2) 村が管理する水道施設給水区域内の居住者以外で、飲料水供給のための専用施設であり、屋内配管は含まないこと。
- (3) 管理道整備については、水道施設管理道としての機能を有するもので、通行が困難で危険を伴い、現に水道施設の管理に苦慮している山道であること。ただし、現道整備を対象とし、地形的条件等で特に必要な場合を除き、新規での開設・改良等は認めない。
- (4) 修理・改修については、住民管理の施設であり、施設の老朽化に伴う機能低下や故障、破損、更新を対象とする。また、施設管理運営又は防災等で地域に必要とされる施設の改良についても補助対象とする。
- (5) 施工にあたり、すべての補助要件に該当しない者であること。
- (6) その他特に村長が認めたもの。

(補助の条件と補助金額)

第3条 個人及び共同設置者の数による水道用資材の規格、数量、単価の基準、集水掘削及び水井戸施行等の要件については、別紙によるものとする。

- 2 補助額については、使用資材支払額の100分の70(千円未満は切り捨て)とする。ただし、資材の数量及び単価が別紙様式の基準以下となる場合はその額を対象とするが、資材により基準単価が無い場合は調査価格を基準額とする。この場合も購入額(見積額)が調査価格以下となる場合は、その額を基準額として算定する。
- 3 補助該当事業費は、当該事業費を対象世帯で案分し、1世帯当たりの負担額が2万円以上となる場合を対象とし、1世帯当たりの負担金が2万円に満たない場合は事業の該当としない。
- 4 補助金の上限額は、水道資材、水抜口掘削、水井土施工費及び管理道整備費等それぞれに対し別紙に定める補助額とする。
- 5 高齢者、障がい者のみ世帯で施工作業が困難な場合や現場条件により、特殊な技術又は機器を必要とする施工の場合は、使用資材とは別に人件費や必要経費等を計上することができる。ただし、その場合も同条第2項の補助額とする。
- 6 申請は、個人及び共同設置者に対し原則1回とする。ただし、施工後10年以上を経過したものについては、再調査を実施し、要件を満たすものであれば再申請を認めることができる。しかし、天災による災害等は例外とする。

(補助金の交付申請および実績報告等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、椎葉村補助金等の交付に関する規則(昭和48年椎葉村規則第11号)による書類を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 補助金の交付を受けて、その目的以外に使用した場合は、補助金の一部または全部を返還させるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日より施行する。

附 則(平成17年2月28日要綱第9号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月25日要綱第5号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日要綱第14号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日要綱第25号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日要綱第50号)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成24年12月1日要綱第52号)

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

別紙様式(第3条関係)

[別紙参照]